

警告：

下のような**ハガキ**が来ても電話をかけたらず、返事や質問など一切しては**ダメ**無視して！！。

ある会員さんが、

事前最終通達書

この度、貴方が契約会社及び回収業者に対しての契約不履行に付き、原告側が提出した訴状を管轄裁判所にて受理した事をこの通達書にて報告いたします。

尚、この通達を無視されますと、管轄裁判所から特別送達にて出廷命令通知が届きますので、指示に従い出廷及び、その管轄裁判所への御一報をお願い致します。出廷を拒否された場合、被告不在の下、訴訟が行われ原告側の主張が受理され、執行官立会いの下、給料及び動産、不動産物の差し押さへの強制執行が行われる可能性が御座います。

※尚、こちらは相談窓口ですので、請求を行っていただけではございません。近年、個人情報等を悪用し詐欺被害が多発しています。御心当たりが無い場合でも、内容確認の為、当調査組合職員まで必ず、御一報をお願い致します。

NPO法人

消費者調査協同組合

〒101-0065

東京都千代田区西神田

2-8

受付時間

9:00~17:30

休館日 上、日、祝祭日

相談窓口識別番号 16-551028

☎ 03-5572-6420

こんな「ハガキ」が届き、全く身に覚えもないのに『内容を確認の一報を入れよ』と書いてあるので、その電話番号に問合せのをしようかと思ったが止めた。と持参されました。

NPO法人と記入されているので調べるとその名前は有るのですが、所在地が全然違う所。更にホームページなどで調べて見るとこの手の「詐偽」が横行していると有りました。

そこに注意が掲載してありました。裏面をご覧ください。よくお読みになって絶対にダマサレナイで下さい。

400年程前、鴨川三条河原で釜茹でされた石川五右衛門は、処刑前に「石川や 浜の真砂は 尽きるとも 世に盗人の 種は尽きまじ」と辞世の句を詠んだそうです。

今も悪い奴は減るところか増えています。お互い気をつけましょう。

良い人と高齢者はダマサレ易い。貴方も注意！ヨシィちゃんも注意します！

ご近所やお友達、良い人たちやお年寄りがダマサレナイようにこの警告を見せてあげましょう。悪い奴の悪さは、皆の手で防げます！

この面の文責者

酒谷義郎

075-561-7974

裏面は、公的機関、準公的ホームページから抜粋したものです。



「消費料金未納による訴訟通知書」「最終通達書」などと称し、「不良債権が発生している」「連絡なき場合は給料差押えを強制執行する」「自宅に回収に伺う」等、もっともらしい法律用語や脅し文句で不安をあおり、折り返しの連絡を促すハガキや封書、メールでの「架空請求」が横行しています。

それらの中には公的機関に類似した名称や弁護士等の名をかたったり、請求金額や債務の内容を明らかにせず請求したりとその手口は巧妙化・悪質化しています。突然の通知に慌てて、つい連絡してしまいがちですが、連絡は絶対しないでください。連絡をすれば、こちらの電話番号やメールアドレスなど連絡先を知られてしまいます。心当たりのない架空請求は無視。相手にしないようにしましょう。

【裁判所からの正式な通知かどうかの見分け方】

裁判所から「支払督促」や「少額訴訟の呼出状」が送られる場合には、「特別送達」という特別な郵便（郵便法第66条，内国郵便約款第138条）により送付されることになっています。

* 「特別送達」と記載された、裁判所の名前入りの封書で送付されてきます。

ハガキや普通郵便で送付されてくることはありません。

* 郵便職員が名宛人に手渡すのが原則であり、受け取るときは「郵便送達報告書」に受け取った人の署名又は押印をするよう求められます。

ハガキや普通の封書のように郵便受けに投げ込まれることはありません。

* 裁判所で付した「支払督促」や「少額訴訟の呼出状」の「事件番号」・「事件名」が記載されています。

悪質商法は、一見しても悪い契約に思えません。なぜなら、悪質商法を行う業者は人をだますプロであり、その手口もどンドン巧妙化しているからです。

だまされないためには、「不要なものは断る!」「おいしい話には裏がある!」と日ごろから心構えをしておくことが大切です。

消費者トラブルを防ぐ5カ条

正しく「ノー（NO）」と言おう! × 「結構です」はダメ

一人で抱え込まない

制服にだまされない

契約書への署名・押印は慎重に!

クーリング・オフ制度を活用する

トラブルの相談は下記へ

京都府消費生活安全センター 〒601-8047京都市南区新町通九条下ル京都テルサ内
TEL:075-671-0004 (相談専用) FAX:075-671-0016